

ESG/SDGsは労働衛生の水準を引き上げるか

Will ESG/SDGs raise the level of occupational health?

産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学 永田 智久

Department of Occupational Health Practice and Management, Institute of Industrial Ecological Sciences,
University of Occupational and Environmental Health, Japan
Tomohisa Nagata

[要約]

CSR(Corporate social responsibility: 企業の社会的責任)やESG(Environment, Social & Governance: 環境・社会・企業統治)のなかに労働安全衛生が含まれている。労働安全衛生活動の情報開示を行う上場企業は多いが、中小企業では情報開示が進んでいない。企業は多くの利害関係者との取引や関係性を構築して成り立っている。利害関係者が必要とする労働安全衛生の内容を整理し、それを開示する企業を増やすことが、労働安全衛生の水準を引き上げるために必要である。

[キーワード] CSR, ESG, SDGs, 情報開示, 健康経営, 労働安全衛生

[Abstract]

Occupational health and safety is included in Corporate social responsibility (CSR) and Environment, Social & Governance (ESG). Although many listed companies disclose information on their occupational health and safety activities, small and medium-sized companies have not made progress in disclosing such information. Companies are built on transactions and relationships with many stakeholders. Organizing the content of information disclosure on occupational safety and health required by stakeholders and increasing the number of companies that disclose such information are necessary to raise the level of occupational safety and health.

[Keywords] CSR, ESG, SDGs, information disclosure,
Health and productivity management, occupational health and safety

1. CSR/ESG/SDGsの定義と変遷

企業の社会的責任(CSR: Corporate social responsibility)とは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、企業活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指す¹⁾。2010年にはISO(International Organization for Standardization: 国際標準化機構)で規格化され、ISO26000 Guidance on social responsibility(社会的責任に関する手引)が発行された²⁾。CSRの取組みが優良である上場企業に投資をすることをSRI(social responsibility investment: 社会的責任投資)という。CSRの取組

みが優良な企業は、安定な経営基盤のもとで企業の持続可能性が高いと考えられており、そのような企業に長期投資するメリットがある。しかし、投資家の関心がそれほど高くなかったため、世界的な広がりはみられなかった。そのような潮流のなかで、2006年に当時、国際連合事務総長であったコフィー・アナン氏が金融機関や機関投資家に対して、社会的責任を果たしている企業への投資を促すことを目的とした原則を提唱した。これはPRI(Principles for Responsible Investment: 責任投資原則)とよばれており、以下の通りである³⁾。
1. 私たちは投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込みます

2. 私たちは活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESG問題を組み入れます
3. 私たちは、投資対象の企業に対してESG課題についての適切な開示を求めます
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

このなかでESGという用語が使われている。ESGとはEnvironment, Social & Governance(環境・社会・企業統治)であり、CSRと非常に近い概念であるが、ESGは投資に強く意識が向けられており、必然的に企業統治も概念の中心に据えられている。日本では、2016年に世界最大の資産運用機関であるGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)がPRIに署名して以降、注目を集めることとなり、ESGの用語も新聞各紙で頻繁に掲載されるようになった。

一方で、SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)はCSR/ESGとは異なる経緯で生じている。SDGsに先立ち、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、21世紀に向けた国際社会の目標として、安全で豊かな世界を作るための「国連ミレニアム宣言」が採択された。2015年までに貧困や飢餓、差別の撲滅など8つの目標と、より具体的に示した21のターゲット、そして進捗状況を測るための60の指標が定められ、MDGs(Millennium Development Goals: ミレニアム開発目標)と呼ばれた。しかし、SDGsほどの注目を集めることはなかった。2015年9月、ニューヨークの国連本部で開かれた「国連持続可能な開発サミット」において、MDGsに引き続き2030年までに達成すべき目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(「2030アジェンダ」)⁴⁾が全加盟国の賛同を得て採択された。このアジェンダには、17の持続可能な開発目標が定められ、SDGsと名付けられた。SDGsは、持続可能性に対する社会の関心の高まりと整合していた点、また、印象的な絵表示(ピクトグラム)をつくるなど

広報におけるデザイン性が優れていた点から、一般にも広く認知される取組みとなっている。

2. CSR/ESG/SDGsにおける労働安全衛生の位置づけ

労働安全衛生は、CSR/ESGとSDGsのいずれの概念においても重要な要素の1つと位置付けられている。CSRでは、ISO26000のなかで重視すべき中心的な主題(中核主題)が7つ提示されており、1組織統治、2人権、3労働慣行、4環境、5公正な事業慣行、6消費者課題、7コミュニティへの参画及びコミュニティの発展、で構成されている。労働安全衛生は労働慣行のなかの一要素に明記されている。ESGにおいても労働安全衛生が概念の一部に含まれていることは同様である。投資家がすべての企業のESGの取組みを評価することは困難であることから、ESGの取組みを評価し、点数化(指数化)する会社(ESG評価会社)が多く存在する。筆者が複数のESG評価会社(FTSE Russell、MSCI、S&P Global)の評価基準を確認したところ、いずれの基準にも労働安全衛生が含まれていた。しかし、全体の評価の中で労働安全衛生をどの程度重視するかは評価会社で異なっていた。さらに対象企業の業種によって、安全衛生の評価点数に重みづけがなされていたため、労働安全衛生をESGの中でどの程度、評価するかは業種により異なっていた。

一方で、SDGsにおいて労働安全衛生は、「8. 働きがいも経済成長も」に含まれる。目標8は、包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する、であり、労働安全衛生も重要な一要素である。実際に定められた評価指標の1つに、8.8.1: 致命的及び非致命的な労働災害の発生率(性別、移住状況別)、がある。また、「3. すべての人に健康と福祉を」も労働安全衛生、特に産業保健が貢献できる目標である。目標3は、「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、であり、労働者の健康も重要なターゲットである。「3.4.1: 心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡率」については、日本において健康診断と事後措置により貢献すべき課題であり、また、「3.4.2: 自殺率」

については、職域におけるメンタルヘルス対策が果たす役割は大きい。

3. 労働安全衛生に関する情報開示

情報開示は社会的責任のなかでも重要な活動である。ESGにおいては、投資家が投資のための意思決定を行うために、企業の情報開示が不可欠である。企業の活動で、社外の利害関係者は投資家のみではない。顧客、地域社会、取引先、行政機関など、多くの関係者が存在する。また、社外に限らず、社内においては社員も重要な関係者である。これらの利害関係者との対話を行うことは社会的責任の1つであり、そのために情報開示は必須となる。

情報開示の方法として、株式を市場に上場している多くの企業では、CSR関連報告書を作成・発行している企業が多い。日本の東証一部上場企業のすべてのホームページを調査した研究では、CSR関連報告書を発行している企業が2004年26%から2012年39%と増加していた⁵⁾。同様の方法で2020年に東証一部上場企業を調査したところ、CSR関連報告書を発行していた企業は20%と減少していた。上場企業は財務情報を開示することが法令で定められているが、会社の将来性を判断す

るためには人的資本に関することや社会的責任など、財務以外の情報（非財務情報とよばれている）も開示することが求められるようになった⁶⁾。財務情報と非財務情報とを合わせて報告したものが統合報告書である。2020年の調査において、統合報告書を発行している企業が28%であり、CSR関連報告書または統合報告書のいずれかを発行している企業が41%であり、2012年と比べてわずかに増加していた。

社会的責任の活動に関する情報開示の具体的内容について定めた文書で、GRIサステナビリティ・レポート・スタンダードは最も有名なものの1つである。初版は2000年に発行され、最新版は2016年である（労働安全衛生は2018年に改訂）。労働安全衛生に関する事項はGRI403: 労働安全衛生2018であり、表1の通りである。開示事項のポイントは、マネジメントシステムのもと目標・計画、実施、評価・改善が行われていること、リスクアセスメントが実施されていること、労働者との対話が行われ、また、労働者に対する安全衛生教育が行われていること、アウトカムとして度数率、強度率、労働災害件数、職業性疾病の件数があげられている。

表1 GRI 403: 労働安全衛生 2018の開示事項

マネジメント手法の開示事項	
開示事項 403-1	労働安全衛生マネジメントシステム
開示事項 403-2	危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査
開示事項 403-3	労働衛生サービス
開示事項 403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション
開示事項 403-5	労働安全衛生に関する労働者研修
開示事項 403-6	労働者の健康増進
開示事項 403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和
項目別開示事項	
開示事項 403-8	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者
開示事項 403-9	労働関連の傷害
開示事項 403-10	労働関連の疾病・体調不良

先の調査では、CSR関連報告書のなかで労働安全衛生を記載していた企業は2012年で78%⁵⁾、2020年で89%であった。記載内容は業種により若干異なるものの、労働安全衛生がCSRの概念の一部として上場企業から広く認知されていることは明らか

かである。一方で、中小企業における労働安全衛生活動の情報開示は大企業に比べて進んでいない。労働者の健康の取組みが進んでいると考えられる、健康経営優良法人2020に認定された企業の約半数(2217社)のホームページを確認した結果、ESGの

文言で情報開示している企業は5社(0.2%)、SDGsの文言で情報開示している企業は130社(5.9%)であった。

4. ESG/SDGsは労働安全衛生の水準を引き上げるか

ESG/SDGsが労働安全衛生の水準を引き上げるかについて考察する。上場企業のなかでもESG活動の評価が高い企業では、労働安全衛生水準が既に高いことが想定される。労働者の健康の取組みが優良であると評価された健康経営銘柄選定企業は、ESG評価会社からもESGの取組みを高く評価されていることが多い。ESG活動の評価をこれから高めていきたいと考えている上場企業では、労働安全衛生を充実させることへのインセンティブが働くかも知れない。特に製造業やアパレル・服飾関連業界では、取引先の労働者の人権に配慮することが社会的にもとめられる状況になっている。これは国連が提唱する「ビジネスと人権に関する指導原則」⁷⁾が元となっており、先にあげた業種では、規模の小さい原材料の製造元や請負元が児童労働など厳しい労働環境下での就労を余儀なくされていたことで不買運動が起き、社会問題化した経緯があり、特に注目されている。

このような中で、ESG/SDGsが労働安全衛生の水準を引き上げるための課題とその解決策について考察する。ESGの評価のなかに労働安全衛生が含まれているものの、労働安全衛生に関する評価項目が少なく、また、法令で定められた活動の実施の有無でのみ評価され、活動の質が評価に反映されないことが多い。そのため、単にESG評価をあげたいと考える企業では、ESG評価が労働安全衛生の活動の質を高めることのインセンティブとならない可能性がある。労働安全衛生の活動の質も含めて評価している制度があり、ESG評価に活用できる可能性があると考えられる。1つは健康経営である。健康経営については、健康経営銘柄や健康経営優良法人の評価のための健康経営度調査で詳細な情報が取得されており、また、2021年には、健康経営優良法人2021(大規模法人部門(ホワイト500))のうち、開示に同意した441社の健康経営度調査の回答結果に基づく評価サマリー(フィードバック

シート)が一般に公開された⁸⁾。つまり、投資家がこの情報を使用して投資判断を行うことができる環境が整備された。2つ目は、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業を評価する制度(安全衛生優良企業公表制度)であり、厚生労働省により創設された⁹⁾が、申請企業数が伸び悩んでいる。今後、本制度の申請件数および認定企業数を増やし、将来的には利害関係者が認定企業の本制度の詳細な評価結果を閲覧できる環境となることが望ましいと考える。

では、そのような環境が整備されるまで、労働安全衛生の水準は高まらないか。上場企業においては、投資家がどのような関心を示すかに依存する。企業は投資家の関心が高いテーマについて情報を開示し、投資家の求める説明を行う必要性が高まる。投資家が労働安全衛生についてどのような情報開示のニーズがあるかについて明らかにした研究は存在しないため、今後の調査が必要である。ESGの観点以外でも、情報開示を推進する動きが出始めている。たとえば、2018年に発表された、人的資本に関する情報開示(ISO 30414)¹⁰⁾がこれにあたる。企業の将来的な発展のためには優秀な人材およびその人材を採用・教育するための仕組みが企業に備わっていることが必要な要素である。経営者からみた働く人の健康状態は、従業員個人の自己資源の根幹資源であると同時に、企業における人の根幹資源でもある¹¹⁾。そのため、働く人の健康をまもる労働安全衛生活動は、人的資本に関する情報開示における基盤と位置づけ、今後、情報開示が進むことを期待したい。安全衛生を担うスタッフや産業保健スタッフは、経営者に対して、労働安全衛生活動の情報開示を積極的に行うよう働きかけをすることが求められる。

謝辞: 本研究は、厚生労働科学研究費「労働災害防止対策の推進とESG投資の活用」に資する調査研究(20JA1005)の助成を受けて実施した。本稿の執筆にあたり、荒井勝氏、下田屋毅氏、清水崇弘氏より貴重な助言をいただいたことに深く感謝いたします。

著者のCOI(conflicts of interest): 本論文発表内容に関連して特に申告なし

- 1) 経済産業省. 企業会計、開示、CSR (企業の社会的責任) 政策 [インターネット]. 東京都千代田区: 経済産業省; 2018. https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokaikei/index.html (2021年12月14日アクセス).
- 2) International Organization for Standardization. ISO26000 [インターネット]. Geneva, Switzerland: International Organization for Standardization; 2010. <https://www.iso.org/iso-26000-social-responsibility.html> (2021年12月14日アクセス).
- 3) PRI Association. Principles for Responsible Investment [インターネット]. London, UK: PRI Association; 2006. <https://www.unpri.org/> (2021年12月14日アクセス).
- 4) 国際連合広報センター. 持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ) [インターネット]. 東京都渋谷区: 国際連合広報センター; 2015. https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/ (2021年12月14日アクセス).
- 5) Nagata T, Nakata A, Mori K, Maruyama T, Kawashita F, Nagata M. Occupational safety and health aspects of corporate social responsibility reporting in Japan from 2004 to 2012. BMC Public Health. 2017;17(1):381.
- 6) 日本取引所グループ. コーポレートガバナンス・コード [インターネット]. 東京都中央区: 日本取引所グループ; 2021. <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/index.html> (2022年1月5日アクセス).
- 7) 国際連合広報センター. ビジネスと人権に関する指導原則 [インターネット]. 東京都渋谷区: 国際連合広報センター; 2011. https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/ (2021年12月14日アクセス).
- 8) 経済産業省. 「健康経営優良法人2021 (大規模法人部門 (ホワイト500))」の評価サマリーを公開 [インターネット]. 東京都千代田区: 経済産業省; 2021. <https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210617002/20210617002.html> (2021年12月14日アクセス).
- 9) 厚生労働省. 安全衛生優良企業公表制度について [インターネット]. 東京都千代田区: 厚生労働省; 2015. <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html> (2022年1月5日アクセス).
- 10) International Organization for Standardization. ISO30414 [インターネット]. Geneva, Switzerland: International Organization for Standardization; 2018. <https://www.iso.org/standard/69338.html> (2021年12月14日アクセス).
- 11) ジェン ドゥーソップ. 産業保健マーケティング. 東京: 中央労働災害防止協会; 2002. 42-46.